

認可地縁団体 申請の手引き

3 参考規約例

札幌市役所市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

2012/11/01

(2025/4/1 改訂)

〇〇町内会（自治会）規約（会則）

- 規約の名称について地方自治法上の制限はありません。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、〇〇〇〇〇町内会（以下「本会」という。）と称する。

- 地方自治法上団体の名称についての制限はないことから、「△△区自治会」や「××町町内会」といった名称でよいと解されます。
- 他の法令において名称の使用制限（例えば、商工会でないものが「商工会」という名称を用いることはできない。）がある場合は、これに従う必要があります。

【法第260条の2第3項第2号】

（区域）

第2条 本会の区域は、札幌市〇〇区北〇条東〇丁目から東〇丁目までの区域とする。

- 地縁による団体の区域は、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、条丁目又は町及び地番又は住居表示により表示されることが最も望ましいです。ただし、河川や道路等による区域の表示（北〇条東〇丁目から東〇丁目のうち△△川以北）も、市内の他の住民にとって当該団体の区域が客観的に一義的なものとして認識できるものであれば、認可されます。
- 地番が多いなど条文が長くなる場合は、別掲する方法も考えられます。

【法第260条の2第2項第2号、第3項第3号、第4項】

（主たる事務所）

第3条 本会の主たる事務所は、北海道札幌市〇〇区北〇条東〇丁目〇番〇号に置く。

- 「主たる事務所」とは、地縁による団体として一を限り設けられた主たる事務所をいうものであり、この所在地が当該地縁による団体の住所となるものです。
- 事務所は、代表者の自宅に置く、あるいは集会施設に置くことが一般的ですが、団体の唯一の事務所として団体内部での連絡や会合等に最も適したところとすることが望まれます。
- 例のように住居表示で定めるほか、「本会の主たる事務所は、代表者の自宅に置く。」

という定め方も可能です。

【法260条の2第3項第4号、第15項】

(目的)

第4条 本会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高めるとともに、地域福祉の増進を諮り、地域生活環境の向上や防災などに努めもって地域住民のためのまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会員相互及び会内外の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (5) 所有する資産及び委託を受けた施設の管理及び運営に関する事。
- (6) 地域の将来計画の研究に関する事。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業。

- 地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけではなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。また、その活動内容については、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

【法260条の2第2項第1号、第3項第1号】

第2章 会員及び賛助会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、全て本会に入会することができる。

2 本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

3 本会は、前項の入会の届出があった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

- 本条のうち、第1項「第2条に定める区域に住所を有する個人は、全て本会に入会することができる」及び第3項「本会は、前項の入会の届出があった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない」の部分については、規約の中で必ず定めなければなりません。
- 区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められておりません。

- 入会の申込みは、この規約では会長に届け出るものとしていますが、会として確実に受理し得る者に提出することを求めるものであり、会長の他に役員、ブロック長、班長などに提出すると決めることも可能です。いずれにせよ、入会手続は、入会希望者の入会の意志が会として確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課すようなものとするとは認められないと解されます。
- 本条第3項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該地縁による団体の目的及び活動が著しく阻害されることが認められる場合など、その者の加入を拒否することについて、社会通念上、そして法260条の2第2項第3号の趣旨からも客観的に認められる場合に該当しますが、実際の運営上は、極めて例外的な場合に限り得られると考えられます。

【法260条の2第3項第5号、第7項】

(賛助会員)

第7条 第2条に規定する区域に事務所を置く法人その他の団体は、本会の賛助会員となることができる。

- 法人や団体は構成員とはなれませんが、上記のように表決権等は有しないものの活動の賛助等の形で団体に参加できるようにすることは可能です。

(会費)

第8条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額も含めて定めるか、又は「総会において決するもの」と規約に定めることが望ましいです。ただし、規約に定めた場合、その規約の改正は第41条に定める特別議決事項となりますので、その点に注意が必要です。

(退会等)

第9条 会員の退会は、次の場合とする。

- (1) 本会の区域内に居住しなくなったとき。
- (2) 本人からの退会の申し出があつたとき。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

- 退会手続きについては、本人の意志に基づくものであることはいうまでもありませんが、本人の意志にいかなる意味でも制約を加えることは認められないと解されます。
- 長期にわたる会費の不払いなど会員としての義務の著しい違反などがあった場合には、一定期間資格を停止する旨の規定を設けることも考えられますが、この場合は総会での議決を要するなど、慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いとすべきと考えられます。

【法第260条の2第3項第5号】

第3章 組織

(専門部の設置)

第10条 本会に、次の各号に掲げる専門部を置き、その分担事項は当該各号に定めるところによる。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 総務部 | 庶務、渉外関係、各部の連絡調整等に関する事項 |
| (2) 防災部 | 犯罪、火災、及び自主防災組織に関する事項 |
| (3) 環境衛生部 | 保健衛生及び青少年健全育成に関する事項 |
| (4) 交通安全部 | 交通事故防止の推進、交通指導等に関する事項 |
| (5) 体育文化部 | スポーツ、レクリエーション及び文化活動等に関する事項 |
| (6) 福祉部 | 民生委員、高齢者福祉等福祉のまちづくりに関する事項 |
| (7) 調査広報部 | 各種調査研究、広報誌の発行等に関する事項 |
| (8) 施設運営部 | 会館運営に関する事項 |
| (9) 女性部 | 女性活動、生活向上等に関する事項 |

(班の設置)

第11条 本会の運営を円滑に行うため、本会に班を置く。

- 組織については、特段の制限がありません。団体の目的を一定の分野に制限するものは認められませんが、広く地域的な共同活動を行うものの一環として部を設けること、また会の効率的な運営のため班やブロックを設けることは可能です。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 書記 ○名
- (4) 会計 ○名
- (5) 部長 各○名（ただし、兼任は妨げない。）
- (6) 監事 ○名

(役員を選任)

第13条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第14条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 書記は、会務を記録し、整理する。
- (4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5) 部長は、各専門部を総括し、担当する専門業務を行う。
- (6) 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - ア 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - イ 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
 - ウ 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見した時は、それを総会に報告すること。
 - エ 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会を招集すること。

- 地縁による団体は、必ず1名の代表者（会長）を置かなければなりません。また、監事に関しても法260条の11、12において規定されていることから、1人又は複数名の監事を置くことが適当です。
- 認可地縁団体の代表権は、代表者（会長）に帰属するものと法律上定められていますので、他の役員を置かないことも可能ですが、会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合等に備えて副会長を置くことが望ましいと考えられます。ただし、副会長は法律行為の代行は行えないことから、会長が欠けた場合は直ちに後任の会長を選出すべきです。
- 会長の代表権に制限を加えたりする場合にも規約に定める必要があります。

- 役員の選任は総会において行うことが適当です。役員一人一人を総会で選出するほか、あらかじめ役員人事案を作成し、総会に諮り決定する方法も考えられます。なお、監事は会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監査するという役職上避けることが望ましいです。

【法第260条の2第3項第6号、第260条の5から8まで、第260条の11、12】

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は○年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じ、これを補充するために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員が次の事項に該当するに至ったときは、総会の議決を経て解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 役員の任期については、法律上特に規定ありませんが、数か月といった短いものでは事務執行の一貫性確保の上で問題があり、他方、あまりに長期にわたるものも種々の弊害が生じる可能性があります。また、事務の執行上、空白期間が生じないように、第3項のような定めを置くことが適当です。
- 役員の解任手続を定めようとする場合には、本条第4項のように個別に総会議決を要するものと定めるか、規約において具体的手続を定めることが適当です。

(顧問及び相談役)

第16条 本会に若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の議決により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、必要に応じて会長の相談を受けるほか、会議に出席し、意見を述べることができる。

- 組織には制限がないことから、本条のように役員のほかに顧問、相談役を置くことも可能です。

第5章 総会

(総会の種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第19条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- 総会は、地縁による団体の運営事項のうち規約において役員会等に委任したもの以外のすべての事項について議決でき、また規約の改正など法律上総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできません。
- 総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算の承認、認可地縁団体の活動上重要な資産の処分等が含まれます。

(総会の開催)

第20条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第14条第6号エの規定により監事から招集があったとき。

3 総会において決議をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。

4 前項の場合において、その決議は総会の決議と同一の効力を有する。

- 総会は少なくとも毎年1回開催する必要があります。また毎年（年度）終了後3か月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3か月以内に開催する必要があります。
- 本条第2項は、法第260条の14に則った規定であり、第2号の「5分の1」の定数を規約において増減することは法的には可能ですが、会員の総会招集の権利を実質的に奪うことがないように留意する必要があります。
- 本条第3・4項は、法第260条の19の2に則った規定であり、対面での総会を開催することなく書面又は電磁的方法による決議を行うことについて会員全員の承諾があれば、総会開催の省略を認めるものです。書面又は電磁的方法による決議を行う場合、その決議は総会と同一の効力を持ちます。

- なお、上記はあくまで構成員全員の承諾等が必要であることにご注意ください（賛否が分かれる場合は総会の省略不可）。総会は団体の意思決定を行う最高機関であり、法第260条の13の規定により本来年1回以上は開催されるべきものです。総会の省略は、会員が直接意見を表明し自由かつ相互に議論ができる場を省略するという意味において、重大な例外を認めるものであるため、法律上、全員の承諾等を必要とすることとしています。

【法第260条の2第3項第7号、第260条の4、第260条の13、第260条の14、第260条の19の2第1項・3項・4項】

（総会の招集）

第21条 総会は、会長又は監事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求及び前条第2項第3号の規定による招集があったときは、○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

- 総会の招集権限は代表者（会長）が有するものですが、第20条第2項第2号（会員からの請求）及び第3号（監事による招集）に対しては総会を招集する必要があります。ついで、確実な開催を担保するために、第2項のように、請求があった日から適切な期間内に招集する必要がある旨を規定することが適当です。
- 第3項は法260条の15に則った規定であり、「少なくとも5日前に」「その会議の目的である事項を示し」「規約に定めた方法に従って」通知を行う必要があります。

【法第260条の2第3項第7号、第260条の15、17】

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の評決権)

第25条 会員は、総会において各々の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

- 総会の議長については特に定めがありませんので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と定めることも可能です。
- 総会の定足数、及び議決に要する会員数については、地方自治法において特に定められていませんが、表記のように規定することが適切と考えられます。なお、規約において特に重要な案件については、総会の成立や議決に「3分の2以上」と規定することも可能です。
- 法260条の18第1項の規定により、**各構成員の表決権は平等でなければなりません。したがって、世帯員も構成員である場合に表決権を世帯主に限定すること、及び代議制を採用することはできません。**法260条の18第4項の規定も極めて限定的に解されるべきで、規約の変更、財産処分、解散の議決、代表者や役員の選任など重要事項の議決について同項を適用することは適当ではありません。また同項を適用する場合にあっても会員の表決権を剥奪することはできません。
- 第26条の書面表決及び代理人による表決の規定は、法260条の18第2項の規定によるものです。この場合、書面又は電磁的方法による表決を行った会員及び委任により代理行使を行った会員を、定足数及び議決に要する会員数に含める点に注意が必要です。
- この場合における電磁的方法による表決とは、例えば電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、情報をディスク等に記録して、当該ディスクを交付する方法等が該当します。
- このほか、議長の行為など総会の運営は会の活動を決定する重要事項ですので、会において会議規程などを定め、議事運営の方法などを明らかにしておくことが望まれます。

【法第260条の2第3項第7号、第260条の18】

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

- 会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、規約変更認可を札幌市に申請する場合などに求められることから、表記のとおり、議事録を作成することを規約に定めておくことが望まれます。

第6章 役員会及び専門部会

(役員会の構成)

第28条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

- 2 監事は、その業務の遂行のため必要なときは、役員会に参加し、意見を述べることができる。ただし表決権は有しない。

(役員会の権能)

第29条 役員会は、その規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第30条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の○分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第31条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第32条 第23条から第27条までの規定は、役員会について準用する。この場合において、これら規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(専門部会)

第33条 専門部会は、会員の中から選出された各専門部員をもって構成する。

- 2 専門部会は、原則として月1回開催し、各専門部長が招集する。
- 3 専門部会は、その規約で別に定めるもののほか、部会の活動に関する事項を議決する。

- 地縁による団体の最高決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。
- 役員会のメンバーは、監事を除く役員とするのが適当です。もっとも監事は役員会の構成員にはなれません（表決権等は有せません）が、役員会に出席し、会務の適切な執行のため意見を述べるべきと考えられます。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第36条 本会の資産で第34条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合は、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

- 地縁による団体が法人格を取得する目的は地域的な共同活動を円滑に行うことができるようにすることにありますが、法人格の取得により、団体名義で資産の登記・登録をすることが可能となります。資産については法第260条の2第3項第8号に基づき、規約において資産に関する事項を定める必要があり、資産に関する事項としては流動資産・固定資産を問わずすべての資産（負債は含みません）の構成等を定めておくことが適切です。
- 「資産の構成」として、保有する具体的な動産、不動産及び金融資産をすべて掲げることも可能ですが、表記のように「別に定める財産目録記載の資産」と定める方が簡便と考えられます。なお、財産目録は、法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初め3か月以内に作成することが義務付けられています。
- 資産を管理し経費を支弁することは、役員会の定める方法により会長が行うこととすることが適当ですが、会の活動上重要な資産の処分には総会の議決を要することとが望ましいです。このため、第36条のように定め、総会において別途処分に関し総会の議決を要する資産を決定しておくことが適当です。この場合、当該処分には剰余金の分配と認められる資産の処分を含めることができませんので留意する必要があります。

【法第260条の2第3項第8号、第260条の4】

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及び予算は、会長がその案を作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後、3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

- 事業計画・事業報告及び予算・決算は、地縁による団体にとって重要事項ですから、総会の議決又は承認を得ることが適当です。
- 財産目録は、法第260条の4により認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間（特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度終了の時）に作成しなければならないこととされています。したがって、事業年度を設定している場合は、事業報告や決算も当該年度終了後3か月以内に総会で承認を得る必要があります。
- 通常総会は、年度終了後3か月以内（多くは5月か6月）に1回行うのが通例と考えられますが、その場合だと年度開始当初から通常総会において予算が議決されるまでの間は予算がないことになりますので、第38条第2項のように定めておくことが実務上適当と考えられます。

(会計年度)

第40条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

- 会計年度の定め方は特に制限がありません。一般的には4月1日から翌年3月31日まで、又は1月1日からその年の12月31日までとする例が多いと思われます。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第41条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、札幌市長の認可を受けなければ変更することができない。

- 本条は、法第260条の3に則るものであり、規約の変更は総会の専権事項となっており、また市町村の認可を受けなければ変更した規約の効力は生じません。
- 総会の議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、引き下げることについては慎重に行う必要があります。
- 規約変更に必要な議決数は、規約に別段の定めがない場合、法第260条の3の規定により、総会員の4分の3以上となります。議決数を変更する場合は、定数があいまいにならないよう、規約には「総会員の○分の○以上」などと具体的な数を明記するようにしてください。

【法第260条の3】

(解散)

第42条 本会は地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 本条は、法260条の20及び第260条の21に則るものであり、①破産、②認可の取消、③総会員の4分の3以上の同意による総会の決議、④構成員の欠亡の場合に、当該認可地縁団体は解散することとなります。なお、表記以外の解散事由を規約に定めることも可能です。
- 第2項の総会の議決を他の役員会等の議決をもって代えることはできません。また、総会の議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、少数会員の意志によって解散することを可能とする規定は適当ではありません。
- 決議により解散する場合の議決数は、規約に別段の定めがない場合、法第260条の21の規定により、総会員の4分の3以上となります。議決数を変更する場合は、定数があいまいにならないよう、規約には「総会員の○分の○以上」などと具体的な数を明記するようにしてください。

【法第260条の20、21】

(合併)

第43条 本会は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、札幌市長の認可を受けなければ合併することはできない。

- 法第260条の39の規定により、札幌市内の認可地縁団体同士に限り、その合併が認められます。法第260条の38に則り、総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、解散の議決と同様、少数会員の意思によって合併することを可能とする規定は適当ではありません。
- 合併後の団体が認可地縁団体の設立要件に適合するか改めて確認する必要があるため、市長村長の認可を受けなければ合併の効力は生じないこととされています。

【法第260条の38、39】

(残余財産の処分)

第44条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

- 本条は、法第260条の31に則る規定です。法第260条の31第1項に基づき、解散した認可地縁団体の財産の帰属先は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的に鑑み適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させる必要があります。(平成20年12月15日 総行行第166号 各都道府県総務部長あて 総務省自治行政局行政課長通知)
- 仮に、法人化の当初から解散時の残余財産の具体的帰属先を決めることが困難な場合は、表記のように、規約において帰属権利者を指定する方法を定めることが適当と考えられます。
- 残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の議決と同様に地縁による団体にとって重要な決定であることから、解散決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。

【法第260条の31】

第9章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第45条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第46条 この規約の施行に関し必要な細則等は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

2 細則等を制定したときは、会長は次の総会で報告し、承認を得なければならない。

- 規約施行上の細則を定める者は、特に地方自治法上の制限がないことから、会長でも役員会等でも良いのですが、委任することについてあらかじめ個別に総会の議決を経ることが望ましいです。

附則

(施行期日)

この規約は、〇年〇月〇日から施行する。